



大津市公報

平成30年4月1日
号外(第24号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 教育委員会規則	
5 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
6 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	2
7 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則	3
○ 教育委員会訓令	
2 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正	3
○ 教育委員会告示	
2 大津市指定有形文化財又は大津市指定名勝の指定について	5
○ 教育委員会教育長告示	
2 公印の改刻について	5
○ 議会議長告示	
3 大津市議会局規程の一部改正	6

教育委員会規則

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市教育委員会教育長職務代理者

大津市教育委員会委員 日 渡 円

大津市教育委員会規則第5号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則(平成23年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 学校教育課

(3) 児童生徒支援課

第3条第2項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、事務局又は課に次のとおり分室を置く。

事務局

教職員室

中学校給食準備室

教育総務課

学校規模等適正化推進室

第3条第3項中「第1項第5号」を「第1項第2号及び第5号」に改める。

第4条第1項の表教育総務課企画総務係の項中第15号を削り、第16号を第15号とし、同様の項第17号中「課」の次に「及び学校規模等適正化推進室」を加え、同号を同様の項第16号とする。

第4条第1項の表教育総務課施設係の項第8号を削る。

第4条第1項の表児童生徒支援課の項及び学校教育課の項を次のように改める。

学校教育課

- (1) 学齢簿の編成管理に関する事。
- (2) 児童及び生徒の就学及び転入に関する事。
- (3) 就学援助費に関する事。
- (4) 学校の予算管理及び経理に関する事。
- (5) 教材、教具等学校の物品の調達、処分及び整備計画に関する事。
- (6) 学校教育の指導助言及び教育課程に関する事。
- (7) 学校人権教育の推進に関する事。
- (8) 学習指導及び進路指導に関する事。

	(9) 特別支援教育に関する事項（特別支援教育に係る市民からの相談に関する事項を除く。）。
	(10) 教科書その他の教材の取扱いに関する事項。
	(11) 教育資料の調査、作成及び出版に関する事項。
	(12) 通学区域の設定及び変更に関する事項。
	(13) 学校選択制に関する事項。
	(14) 児童及び生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する事項。
	(15) 通学区域審議会に関する事項。
	(16) 大津市奨学資金に関する事項。
	(17) 学校の保健、安全及び環境衛生に関する事項。
	(18) 学校体育の指導助言及び教材の取扱いに関する事項。
	(19) 学校体育の指導者の研修、養成及び育成に関する事項。
	(20) 学校体育団体の育成指導に関する事項。
	(21) 学校の保健及び体育に係る調査及び統計に関する事項。
	(22) 教育センターとの連絡調整に関する事項。
	(23) 葛川少年自然の家との連絡調整に関する事項。
	(24) 課の一般庶務に関する事項。
児童生徒支援課	(1) 生徒指導に関する事項。 (2) 通学路の安全対策に関する事項。 (3) 学校の危機管理に関する事項。 (4) 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会に関する事項。 (5) 教育相談センターとの連絡調整に関する事項。 (6) 課の一般庶務に関する事項。

第4条第2項の表教職員室の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 県費負担教職員の健康管理に関する事項。

第4条第2項の表に次のように加える。

学校規模等適正化推進室	(1) 学校（幼稚園を除く。）の規模等の適正化に関する事項。
-------------	--------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市教育委員会教育長職務代理者
大津市教育委員会委員 日 渡 円

大津市教育委員会規則第6号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 女性会館長は、生涯学習センター所長の職にある者をもって充てる。

第3条第4項の表を次のように改める。

生涯学習センター所長	視聴覚ライブラリー館長
生涯学習センター主幹	視聴覚ライブラリー主幹
科学館指導主事	視聴覚ライブラリー主査
生涯学習センター主任	視聴覚ライブラリー主任

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年4月1日

大津市教育委員会教育長職務代理者
大津市教育委員会委員 日 渡 円

大津市教育委員会規則第7号

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の通学区域に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表瀬田の項中「、大萱一丁目の一部、大萱二丁目の一部、大萱三丁目の一部、大萱四丁目」を削り、別表第1項の表瀬田東の項中「、大萱一丁目の一部」を削り、別表第1項の表瀬田北の項中「大萱二丁目の一部、大萱三丁目の一部」を「大萱一丁目、大萱二丁目、大萱三丁目、大萱四丁目」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市立学校の通学区域に関する規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）以後の入学（転入学を含む。以下同じ。）又は入園（転入園を含む。以下同じ。）に係る通学区域又は通園区域について適用する。
- 3 教育長は、施行日前に、施行日以後の小学校又は中学校への入学について学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第2項（施行令第6条において準用する場合を含む。）の規定による指定をする場合においても、新規則別表の規定に基づき、これを行うものとする。
- 4 教育長及び保護者は、施行日前に、施行日以後の幼稚園への入園についての手続をする場合においても、新規則別表の規定に基づき、これを行うものとする。
- 5 施行日から平成34年3月31までの間に新規則別表の規定により瀬田北小学校に入学することとなる者で、改正前の大津市立学校の通学区域に関する規則（以下「旧規則」という。）別表の規定の適用があるとした場合には瀬田小学校又は瀬田東小学校に入学することとなるものの保護者が、施行令第8条の規定による申立てをしたときは、教育長は、同条の規定に基づき、その指定する小学校を瀬田小学校又は瀬田東小学校に変更するものとする。
- 6 施行日から平成34年3月31までの間に新規則別表の規定により瀬田北中学校に入学することとなる者で、旧規則別表の規定の適用があるとした場合には瀬田中学校に入学することとなるものの保護者が、施行令第8条の規定による申立てをしたときは、教育長は、同条の規定に基づき、その指定する中学校を瀬田中学校に変更するものとする。
- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

教 育 委 員 会 訓 令**大津市教育委員会訓令第2号**

大津市教育委員会事務決裁規程（平成6年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

大津市教育委員会教育長職務代理者
大津市教育委員会委員 日 渡 円

第2条第10号中「並びに生涯学習センター所長及び科学館長」を「及び和邇文化センター所長」に改め、同条第11号中「、科学館長」を削り、「生涯学習センター所長」を「和邇文化センター所長」に改め、「、生涯学習センター次長及び和邇文化センター次長」を削り、同条第14号中「それぞれ」の次に「学校教育課長、」を加える。

「政策調整部長

別表第1号の表1の部1の項第3号中「総務部長
(人事課長)」を「人事課長」に改め、同項第7号中
(企画調整課
総務部長
(財政課長)

長) を「企画調整課長
財政課長」に改め、同項第8号中「総務部長
(総務課長)」を「総務課長」に改め、同部2の項第2

】

号及び第3号中 「総務部長
(人事課長)」 を「人事課長」に改め、同部6の項第1号及び7の項第1号中 「企画調整課長
(財政課長)」 を「政策調整部長
(企画調整課長)」 に改める。

「政策調整部長
(企画調整課長)
総務部長
(財政課長)」

を 「企画調整課長
(財政課長)」 に改め、同部10の項第1号中「総務課長」を 「人事課長」に改め、同部11の項中 「総務課長
(人事課長)」 に改め、同部12の項第1号中 「総務課長」を 「秘書課長」に改め、同部13の項中 「人事課長
(秘書課長)」 に改め、同部14の項中 「人事課長」を 「人事課長」に改める。

「総務課長
人事課長
(ただし、人事
課長の協議は、
訴訟代理人の選
任の場合に限
る。)」

「総務部長
(総務課長)」 を「総務課長」に改め、同部12の項第1号中 「政策調整部長
(秘書課長)」 を「秘書課長」に改め、同部13の項を次のように改める。

13 電子計算機等の利用による事務 処理の決定						情報シス テム課長
(1) 情報処理システムの決定	○		○			
ア 重要なもの						
イ その他のもの						
(2) 情報の提供及び利用の決定	○		○			
ア 重要なもの						
イ その他のもの						
(3) 電子計算機及びOA機器の 導入の決定	○		○			
ア 重要なもの						
イ その他のもの						

「国際交流室長
人事課長
(ただし、国際交流
室長の協議は外国旅
行の実施の決定及び
その復命の受理の場
合に、人事課長の協
議は外国旅行の実施
の決定の場合に限
る。)」

別表第1号の表1の部21の項中「企画調整課長」を削り、同号の表2の部3の項第4号中

「人事課長
インバウンド・国
際交流室長
(ただし、人事課
長の協議は外国旅
行の実施の決定の
場合に、インバウ
ンド・国際交流室
長の協議は姉妹都
市又は友好都市へ
の旅行の実施の決
定及びその復命の
受理の場合に限
る。)」

に改め、同項第4号アを削り、同項第4号イ中「次長相当職位」を「部長及び次長相

当職位」に改め、同項第4号中イをアとし、ウをイとし、同項第4号エ中「からウまで」を「及びイ」に改め、同項第4号中エをウとし、オをエとし、カをオとし、同表3の部3の項及び5の項中「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に、「政策調整部長
(市政情報課長)」を「市政情報課長」に改める。

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

教育委員会告示

大津市教育委員会告示第2号

大津市文化財保護条例（昭和52年条例第2号）第5条第1項又は第43条第1項の規定により、次のとおり文化財を大津市指定有形文化財又は大津市指定名勝に指定する。

平成30年4月1日

大津市教育委員会教育長職務代理者

大津市教育委員会委員 日 渡 円

1 大津市指定有形文化財

歴史資料の部

名称	員数	所有者	所在地
津田三蔵関係資料 附 町井家資料80点	294点	大津市	大津市御陵町3番1号（大津市歴史博物館保管）

2 大津市指定名勝

名称	員数	所有者	所在地
旧正蔵坊庭園	541.095平方メートル	橋本敏子 田邊英子	大津市小閑町88番8号

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第2号

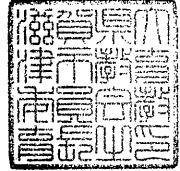
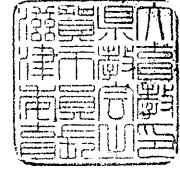
公印を改刻したので、大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）第5条において準用する大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月1日

大津市教育委員会教育長職務代理者

大津市教育委員会委員 日 渡 円

職印

公印の名称	用 途	管守者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市教育委員会教育長之印	教育長名をもって発する文書用	教育総務課長	平成30年4月1日	 

滋賀県大津市立唐崎中学校長之印	校長名をもって発する文書用	唐崎中学校長	平成30年4月1日	新
				

滋賀県大津市立唐崎中学校長之印	校長名をもって発する文書用	唐崎中学校長	平成30年4月1日	旧
				

議会議長告示

大津市議会議長告示第3号

大津市議会局規程（昭和58年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月1日

大津市議会議長 仲野弘子

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(職の設置及び職務)		(職の設置及び職務)	
第4条 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。		第4条 議会局に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に定める職務を行うものとする。	
一略	一略	一略	一略
一略	一略	一略	一略
一略	一略	一略	一略
一略	一略	一略	一略
一略	一略	一略	一略
副参事	担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。	副参事	担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
主幹			
主査			
一略	一略	一略	一略
一略			
一略			
一略	一略	一略	一略
(議事調査課長の専決事項)		(議事調査課長の専決事項)	
第9条 議事調査課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。		第9条 議事調査課長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。	
(1)～(3) 一略		(1)～(3) 一略	

(4) 議会局フェイスブックの掲載に関すること。

(4) フェイスブック及びユーチューブへの記事、動画等の投稿に関すること。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。